

市川市放課後保育クラブ保育料の減免申請について

下記の減免基準に該当し、令和6年度放課後保育クラブ保育料の減免を希望される方は、期限までにご申請ください。

なお、令和5年度分の放課後保育クラブ保育料が既に減免となっている方も、新たに申請が必要となります。

●減免期間

令和6年4月から令和6年6月（生活保護世帯の方のみ令和7年3月まで）

※令和6年7月以降の申請については5月下旬頃にお知らせします。

●市川市放課後保育クラブ保育料 減免基準

対象世帯	減免後保育料（月額）
1. 生活保護世帯	0円
2. 市区町村民税が非課税世帯	0円
3. 市区町村民税が均等割額のみの世帯	2,000円
4. 市区町村民税の所得割額が10,000円未満の世帯	4,000円
5. 市区町村民税の所得割額が10,000円以上20,000円未満の世帯	6,000円

●申請方法

右記QRコードを読み込み、

「(6) 保育クラブ保育料減免申請（令和6年4月から令和6年6月分）」より
ご申請ください。

- ・オンライン申請された方につきましては、紙の申請書及び添付書類の提出は不要となります。
- ・迷惑メール用のフィルタを利用されている方は、あらかじめ<city.ichikawa.lg.jp>及び<logoform.jp>からのメールを受信できるように設定してください。

申請期限

原則として、毎月20日まで



オンライン申請QRコード

紙による申請をご希望の方は、減免申請書を青少年育成課・各保育クラブ・市公式WEBサイトに用意してあります。記入した申請書を各保育クラブへ提出、もしくは青少年育成課までご送付ください。

●注意事項

- ・令和5年1月1日に市外に住民票があった方は、当該時点で居住していた自治体より発行される（非）課税証明書が必要になります。（オンライン申請の場合は画像添付）
- ・令和5年1月1日に政令指定都市に住民票があった方もしくは海外に居住されていた方は青少年育成課まで別途ご連絡ください。